

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成25年4月12日

【発行者名】 しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大澤 宣之

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 野呂 俊夫  
連絡場所 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【電話番号】 03 - 5524-8161

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】 しんきんトピックスオープン

【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】 継続申込期間  
(平成24年10月6日から平成25年10月4日まで)  
3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成24年10月5日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部分\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの基本的性格

##### <訂正前>

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

（中略）

##### <商品分類の定義>

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

「国内」...目論見書又は投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

「インデックス型」...目論見書等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

##### <属性区分の定義>

「株式 一般」...目論見書等において、主として株式に投資する旨の記載があって、大型株および中小型株の区分に当てはまらないもの

「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの

「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「TOPIX」...目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、 <a href="http://www.toushin.or.jp">社団法人投資信託協会ホームページ（http://www.toushin.or.jp）</a> をご参照ください。
--

## &lt;訂正後&gt;

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

（中略）

## &lt;商品分類の定義&gt;

「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド

「国内」...目論見書又は投資信託約款（以下、「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

「インデックス型」...目論見書等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

## &lt;属性区分の定義&gt;

「株式 一般」...目論見書等において、主として株式に投資する旨の記載があって、大型株および中小型株の区分に当てはまらないもの

「年1回」...目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの

「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「TOPIX」...目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、 <u>一般社団法人投資信託協会ホームページ</u> （ <a href="http://www.toushin.or.jp">http://www.toushin.or.jp</a> ）をご参照ください。
---

## ファンドの特色

訂正後の内容を記載しています。

### 東証株価指数 (TOPIX) の動きに連動する運用を目指すファンドです。

例えば、TOPIXが5%上昇した場合には、基準価額が概ね5%上昇し、TOPIXが5%下落した場合には、基準価額が概ね5%下落するような運用成果を目指します。

※しんきんトピックスオープンはTOPIXに連動するように運用指図が行われますが、必ずしも完全に連動する運用成果を保証するものではありません。

#### <特色1> TOPIXという知名度の高い指標に連動することを目指すため、値動きが分かりやすいファンドです。

TOPIXは、日本の株式市場の値動きを表す代表的な指標として、テレビや新聞など身の回りのさまざまな媒体で情報が提供されています。そのため、ファンドの値動きを比較的容易に理解することができます。

#### <特色2> 少ない資金で国内株式の大部分に投資したのと同じような投資成果が期待できます。

東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄の時価総額は、我が国の上場株式の時価総額の大部分を占めています。

#### <特色3> 購入時の手数料がかからないファンドです。

※ファンドを保有されている間及び換金時の費用については、巻末の「4 手続・手数料等」をご覧ください。

#### 東証株価指数 (TOPIX) とは…

- 東京証券取引所第一部上場全銘柄の時価総額を指数化した時価総額加重型の株価指数で、1968年1月4日を100として計算し、東京証券取引所が公表しています。Tokyo Stock Price Indexを略してTOPIXと呼ばれます。

$$\left[ \text{東証株価指数 (TOPIX)} = \frac{\text{当日の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 100 \right]$$

- 東京証券取引所第一部上場全銘柄の時価総額は、わが国の株式市場全体の時価総額の大部分を占めており、東証株価指数 (TOPIX) はわが国の株式市場の動向を的確に表しています。
- 各銘柄の時価総額を考慮しますので、一部の小型値がさ株の動きに影響されません。

※東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所 ((株)東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## TOPIXの特徴

### ◎ TOPIXと日経平均株価の比較

	TOPIX (東証株価指数)	日経平均株価 (日経 225)
銘柄数	約 1,700 銘柄	225 銘柄 <sup>※2</sup>
対象	東証一部上場の全銘柄 <sup>※1</sup>	東証一部上場銘柄のうち流動性と業種別分布を考慮して選定した銘柄
特徴	時価総額を基に算出されるため、時価総額の大きな銘柄の影響が強くなる傾向にあります。(時価総額加重型)	時価総額を考慮しないことから、株価の高い銘柄の影響が強くなる傾向にあります。(株価平均型)

出所：しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※1 新規上場直後や整理ポストに割り当てられた銘柄などは除かれます。

※2 通常は225銘柄が採用されていますが、銘柄入替時などには225銘柄とならない場合があります。

### ◎ TOPIXの推移

TOPIXは日本経済の歩みとともに、日本株式市場の動きを的確に反映して推移してきました。



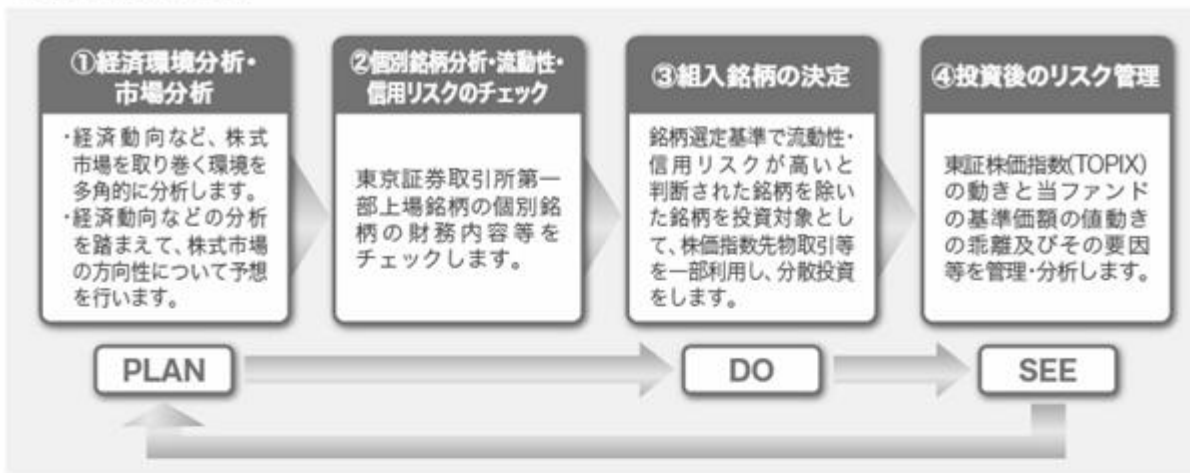
出所：内閣府ホームページ他より、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※グラフ・データは終値ベースです。

### ● 投資戦略

- 東京証券取引所第一部上場の銘柄に投資します。
- 株価指数先物取引等の派生商品の活用により、取引コストや価格変動リスクを低減させるとともに、株式（現物）と株価指数先物取引比率を合計した実質組入比率を高位に保ち、東証株価指数（TOPIX）との連動性の向上を図ります。

## ●投資プロセス



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ●ベンチマークについて

しんきんトピックスオープンは、東証株価指数(TOPIX)をベンチマークとし、これに連動する運用を目指します。

(ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。)

## ●収益分配について

年1回の決算時(7月18日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配方針に従って分配を行います。



※上記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

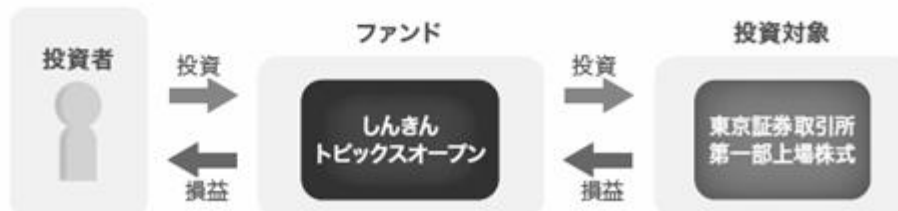
※自動引き落とし投資コース及び確定拠出年金コースの場合、分配金は自動的に再投資されます。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせ下さい。

### <収益分配方針>

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

### ファンドの仕組み



## 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

## 4【手数料等及び税金】

## (5)【課税上の取扱い】

～ 略

個人、法人別の課税上の取扱いについて

訂正後の内容を記載しています。

## 1) 個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

## 2) 法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日から15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。
-----------------------------	--

課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度及び配当控除の適用があります。

確定拠出年金コースの場合、確定拠出年金制度にかかる税制が適用されます。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(後略)

## 5【運用状況】

訂正後の内容を記載しています。

## (1)【投資状況】

平成25年2月28日現在

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	5,931,967,720	96.71
株式先物	日本	194,200,000	3.17
小計		6,126,167,720	99.88
コール・ローン等およびその他の資産(負債控除後)		7,387,917	0.12
合計(純資産総額)		6,133,555,637	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(国内株式上位30銘柄)

平成25年2月28日現在

国名/地域	銘柄名	業種	数量(株)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	56,700	3,004.23	170,339,841	4,765.00	270,175,500	4.40
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	330,400	372.91	123,212,627	513.00	169,495,200	2.76
日本	本田技研工業	輸送用機器	37,300	2,472.70	92,232,000	3,455.00	128,871,500	2.10
日本	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	33,300	2,490.86	82,945,700	3,710.00	123,543,000	2.01
日本	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	565,200	128.00	72,345,600	204.00	115,300,800	1.87
日本	キヤノン	電気機器	27,500	2,873.58	79,023,500	3,365.00	92,537,500	1.50
日本	武田薬品工業	医薬品	17,400	3,671.66	63,887,000	4,795.00	83,433,000	1.36
日本	日本電信電話	情報・通信業	18,300	3,698.70	67,686,210	4,250.00	77,775,000	1.26
日本	三菱地所	不動産業	31,000	1,424.22	44,151,000	2,310.00	71,610,000	1.16
日本	ソフトバンク	情報・通信業	20,200	2,941.35	59,415,270	3,435.00	69,387,000	1.13
日本	ファナック	電気機器	4,600	12,543.95	57,702,200	14,310.00	65,826,000	1.07
日本	日本たばこ産業	食料品	22,000	2,405.16	52,913,600	2,925.00	64,350,000	1.04
日本	三菱商事	卸売業	34,000	1,560.37	53,052,900	1,839.00	62,526,000	1.01
日本	東日本旅客鉄道	陸運業	8,200	5,083.97	41,688,600	6,840.00	56,088,000	0.91
日本	日立製作所	電気機器	102,000	452.74	46,180,000	520.00	53,040,000	0.86
日本	日産自動車	輸送用機器	56,000	711.18	39,826,600	937.00	52,472,000	0.85
日本	三井物産	卸売業	37,700	1,162.21	43,815,400	1,374.00	51,799,800	0.84
日本	アステラス製薬	医薬品	10,300	3,849.36	39,648,500	5,010.00	51,603,000	0.84
日本	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	359	132,866.51	47,699,080	143,400.00	51,480,600	0.83
日本	小松製作所	機械	21,700	1,681.49	36,488,400	2,338.00	50,734,600	0.82
日本	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	18,100	2,509.65	45,424,800	2,706.00	48,978,600	0.79
日本	新日鐵住金	鉄鋼	195,000	158.59	30,926,700	251.00	48,945,000	0.79
日本	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	89,100	267.03	23,792,373	532.00	47,401,200	0.77
日本	信越化学工業	化学	8,300	4,206.26	34,912,000	5,700.00	47,310,000	0.77
日本	三井不動産	不動産業	20,000	1,525.10	30,502,000	2,358.00	47,160,000	0.76
日本	東京海上ホールディングス	保険業	16,800	1,896.89	31,867,800	2,618.00	43,982,400	0.71
日本	KDDI	情報・通信業	6,100	5,371.94	32,768,834	6,960.00	42,456,000	0.69
日本	デンソー	輸送用機器	10,800	2,462.60	26,596,100	3,890.00	42,012,000	0.68
日本	ブリヂストン	ゴム製品	14,500	1,754.04	25,433,600	2,844.00	41,238,000	0.67
日本	三菱重工業	機械	74,000	311.16	23,026,000	514.00	38,036,000	0.62



（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## 投資有価証券の種類別投資比率

平成25年2月28日現在

投資有価証券の種類	投資比率（％）
株式	96.71
合計	96.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の評価金額の比率です。

## 業種別投資比率

平成25年2月28日現在

業種	投資比率（％）
水産・農林業	0.10
鉱業	0.57
建設業	2.34
食料品	3.74
繊維製品	0.74
パルプ・紙	0.28
化学	5.49
医薬品	5.06
石油・石炭製品	0.77
ゴム製品	0.91
ガラス・土石製品	0.92
鉄鋼	1.70
非鉄金属	1.05
金属製品	0.65
機械	4.99
電気機器	11.31
輸送用機器	11.23
精密機器	1.22
その他製品	1.31
電気・ガス業	2.10
陸運業	4.06
海運業	0.33
空運業	0.53
倉庫・運輸関連業	0.24
情報・通信業	5.79
卸売業	4.90
小売業	3.94
銀行業	10.38
証券、商品先物取引業	1.50
保険業	2.31
その他金融業	0.85
不動産業	3.22
サービス業	2.00
合計(対純資産総額比)	96.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成25年2月28日現在

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	東証株価 指数先物	買建	20	162,893,392	194,200,000	3.17

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成25年2月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末 (平成13年 7月18日)	5,021	5,021	7,900	7,900
第2計算期間末 (平成14年 7月18日)	4,612	4,612	6,674	6,674
第3計算期間末 (平成15年 7月18日)	4,196	4,196	6,173	6,173
第4計算期間末 (平成16年 7月18日)	4,802	4,840	7,491	7,551
第5計算期間末 (平成17年 7月19日)	10,696	10,737	7,834	7,864
第6計算期間末 (平成18年 7月18日)	5,673	5,714	9,730	9,800
第7計算期間末 (平成19年 7月18日)	5,602	5,645	11,587	11,677
第8計算期間末 (平成20年 7月18日)	5,104	5,104	8,316	8,316
第9計算期間末 (平成21年 7月21日)	6,272	6,272	6,022	6,022
第10計算期間末 (平成22年 7月20日)	4,789	4,789	5,619	5,619
第11計算期間末 (平成23年 7月19日)	5,008	5,077	5,756	5,836
第12計算期間末 (平成24年 7月18日)	4,663	4,663	5,063	5,063
平成24年 2月末日	5,190		5,665	
平成24年 3月末日	5,302		5,851	
平成24年 4月末日	4,987		5,501	
平成24年 5月末日	4,453		4,919	
平成24年 6月末日	4,848		5,264	
平成24年 7月末日	4,638		5,031	
平成24年 8月末日	4,595		4,996	
平成24年 9月末日	4,679		5,086	
平成24年10月末日	4,703		5,115	
平成24年11月末日	4,956		5,380	
平成24年12月末日	5,476		5,919	
平成25年 1月末日	5,941		6,466	
平成25年 2月末日	6,133		6,710	

(注1) 純資産総額は百万円未満切捨てで表示しています。

(注2) 基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

## 【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの収益分配金
第1計算期間末 (平成13年 7月18日)	0円
第2計算期間末 (平成14年 7月18日)	0円
第3計算期間末 (平成15年 7月18日)	0円
第4計算期間末 (平成16年 7月20日)	60円
第5計算期間末 (平成17年 7月19日)	30円
第6計算期間末 (平成18年 7月18日)	70円
第7計算期間末 (平成19年 7月18日)	90円
第8計算期間末 (平成20年 7月18日)	0円
第9計算期間末 (平成21年 7月21日)	0円
第10計算期間末 (平成22年 7月20日)	0円
第11計算期間末 (平成23年 7月19日)	80円
第12計算期間末 (平成24年 7月18日)	0円

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1計算期間末 (平成13年 7月18日)	21.00%
第2計算期間末 (平成14年 7月18日)	15.51%
第3計算期間末 (平成15年 7月18日)	7.51%
第4計算期間末 (平成16年 7月20日)	22.32%
第5計算期間末 (平成17年 7月19日)	4.98%
第6計算期間末 (平成18年 7月18日)	25.10%
第7計算期間末 (平成19年 7月18日)	20.01%
第8計算期間末 (平成20年 7月18日)	28.23%
第9計算期間末 (平成21年 7月21日)	27.59%
第10計算期間末 (平成22年 7月20日)	6.69%
第11計算期間末 (平成23年 7月19日)	3.86%
第12計算期間末 (平成24年 7月18日)	12.04%
平成24年7月19日から 平成25年1月18日まで	23.88%

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。なお、第1計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	平成12年 7月19日から平成13年 7月18日	8,993,680,314	2,637,260,285
第2期	平成13年 7月19日から平成14年 7月18日	1,379,082,268	824,249,417
第3期	平成14年 7月19日から平成15年 7月18日	3,761,795,209	3,875,197,862
第4期	平成15年 7月19日から平成16年 7月20日	1,133,564,466	1,520,644,578
第5期	平成16年 7月21日から平成17年 7月19日	8,719,041,546	1,475,157,122
第6期	平成17年 7月20日から平成18年 7月18日	4,925,371,569	12,749,082,663
第7期	平成18年 7月19日から平成19年 7月18日	2,627,585,163	3,623,843,411
第8期	平成19年 7月19日から平成20年 7月18日	2,821,446,031	1,517,510,938
第9期	平成20年 7月19日から平成21年 7月21日	5,126,053,339	847,833,033
第10期	平成21年 7月22日から平成22年 7月20日	1,045,834,900	2,939,240,777
第11期	平成22年 7月21日から平成23年 7月19日	1,164,598,918	987,182,949
第12期	平成23年 7月20日から平成24年 7月18日	2,912,758,463	2,402,765,118
第13期(中間)	平成24年 7月19日から平成25年 1月18日	254,691,960	281,506,357

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

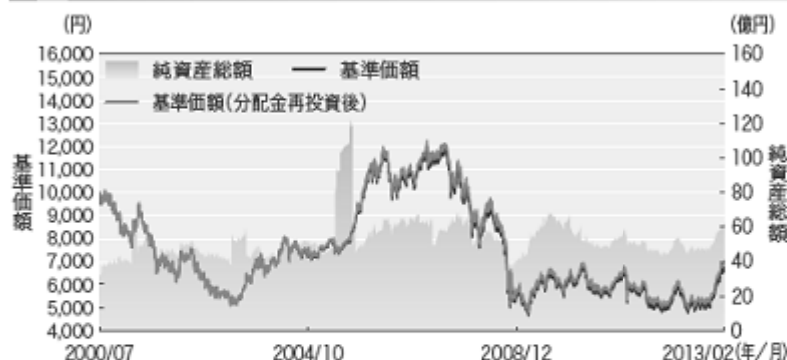
## (参考) 運用実績

データは2013年2月28日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合があります。

## 基準価額・純資産の推移



## 基準価額・純資産総額

基準価額	6,710円
純資産総額	6,134百万円

## 分配の推移(税引前)

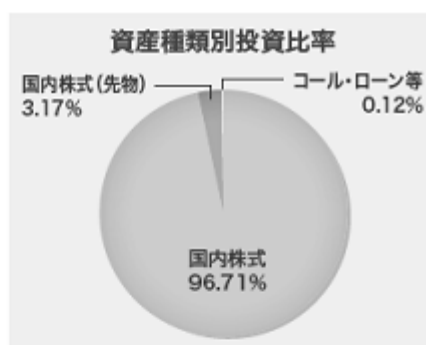
決算期	分配金
2012年7月18日	0円
2011年7月19日	80円
2010年7月20日	0円
2009年7月21日	0円
2008年7月18日	0円
設定来累計	330円

※基準価額及び分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

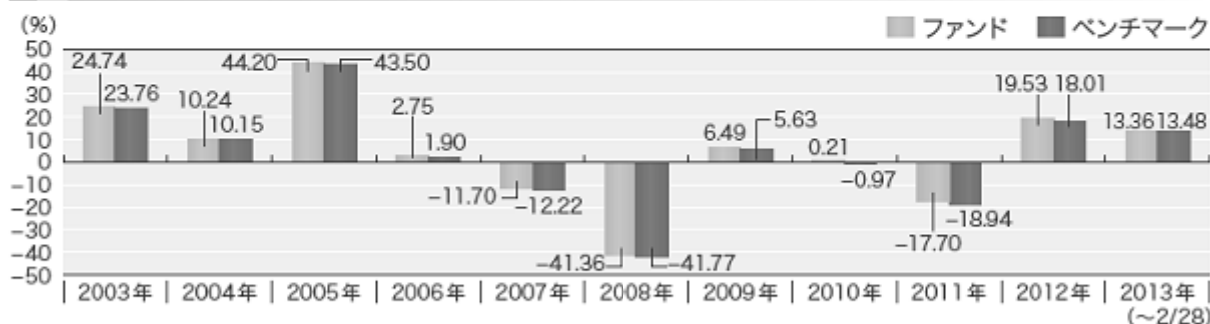
## 主要な資産の状況

組入上位10銘柄			組入上位10業種	
銘柄名	業種	投資比率	業種	投資比率
1 トヨタ自動車	輸送用機器	4.40%	1 電気機器	11.31%
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.76%	2 輸送用機器	11.23%
3 本田技研工業	輸送用機器	2.10%	3 銀行業	10.38%
4 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.01%	4 情報・通信業	5.79%
5 みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.87%	5 化学	5.49%
6 キヤノン	電気機器	1.50%	6 医薬品	5.06%
7 武田薬品工業	医薬品	1.36%	7 機械	4.99%
8 日本電信電話	情報・通信業	1.26%	8 卸売業	4.90%
9 三菱地所	不動産業	1.16%	9 陸運業	4.06%
10 ソフトバンク	情報・通信業	1.13%	10 小売業	3.94%



※投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄、業種、資産種類の時価の比率です。

## 年間収益率の推移 (期間：2003年～2013年)



※上記の騰落率は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポート(週報・月報)としてお知らせしております。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の計算方法

##### <訂正前>

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ・基準価額（受益権1口当りの純資産価額を1万口単位で表示したもの）は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（後略）

##### <訂正後>

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ・基準価額（受益権1口当りの純資産価額を1万口単位で表示したもの）は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（後略）

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書の内容に、以下の情報が追加されます。

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成24年7月19日から平成25年1月18日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。



中間財務諸表  
しんきんトビックスオープン  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 (平成25年1月18日現在)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	226,778,956
株式	5,540,981,130
派生商品評価勘定	26,951,583
未収入金	124,181
未収配当金	6,045,773
未収利息	310
差入委託証拠金	5,400,000
流動資産合計	5,806,281,933
資産合計	5,806,281,933
<b>負債の部</b>	
流動負債	
前受金	22,309,000
未払解約金	3,087,595
未払受託者報酬	2,573,269
未払委託者報酬	18,012,815
その他未払費用	205,801
流動負債合計	46,188,480
負債合計	46,188,480
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	1, 3 9,184,029,636
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	2 3,423,936,183
(分配準備積立金)	416,772,903
元本等合計	5,760,093,453
純資産合計	5,760,093,453
負債純資産合計	5,806,281,933

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当中間計算期間 (自 平成24年 7月19日 至 平成25年 1月18日)
営業収益	
受取配当金	50,659,625
受取利息	74,361
有価証券売買等損益	1,038,893,525
派生商品取引等損益	46,064,800
その他収益	51,051
営業収益合計	1,135,743,362
営業費用	
受託者報酬	2,573,269
委託者報酬	18,012,815
その他費用	205,801
営業費用合計	20,791,885
営業利益又は営業損失（ ）	1,114,951,477
経常利益又は経常損失（ ）	1,114,951,477
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,114,951,477
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	13,448,118
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,547,626,185
剰余金増加額又は欠損金減少額	139,177,806
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	139,177,806
剰余金減少額又は欠損金増加額	116,991,163
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	116,991,163
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,423,936,183

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 (平成25年1月18日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 9,210,844,033円 期中追加設定元本額 254,691,960円 期中一部解約元本額 281,506,357円
2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,423,936,183円であります。
3 中間計算期間末日における受益権の総数	9,184,029,636口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 (自平成24年7月19日 至平成25年1月18日)
該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 (平成25年1月18日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。 (4)金銭債権及び金銭債務 金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引の大きさを示すものではありません。</p>
--------------------------------	--

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

(株式関連)

(単位：円)

区分	種類	当中間計算期間末 (平成25年1月18日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	192,011,000	-	219,000,000	26,989,000
合計		192,011,000	-	219,000,000	26,989,000

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
2. 先物取引の残高表示は、契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

当中間計算期間末 (平成25年1月18日現在)	
1口当たり純資産額	0.6272円
(1万口当たり純資産額)	6,272円)

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## &lt; 訂正前 &gt;

	<u>平成24年8月31日現在</u>
資産総額	4,600,647,485 円
負債総額	5,592,403 円
純資産総額( )	4,595,055,082 円
発行済数量	9,197,277,300 口
1口当たり純資産額( / )	0.4996 円

## &lt; 訂正後 &gt;

	<u>平成25年2月28日現在</u>
資産総額	6,141,633,767 円
負債総額	8,078,130 円
純資産総額( )	6,133,555,637 円
発行済数量	9,140,409,167 口
1口当たり純資産額( / )	0.6710 円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

##### <訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成24年8月31日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	48	332,043
合計	48	332,043

（注）純資産総額は百万円未満切捨てしています。

##### <訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成25年2月28日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	49	412,027
単位型株式投資信託	2	4,159
合計	51	416,186

（注）純資産総額は百万円未満を切捨てしています。

### 3【委託会社等の経理状況】

平成24年10月5日付けをもって提出した有価証券届出書につきまして、委託会社が第23事業年度の間  
決算を迎えたこと、および本日半期報告書を提出したことに伴い、原届出書の「第三部 委託会社等の情  
報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」の該当部分を以下のように訂正すると  
ともに、末尾に中間財務諸表が追加されます。

#### <訂正前>

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務  
諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下  
「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する  
内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

#### <訂正後>

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務  
諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下  
「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する  
内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」  
（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57  
条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基  
づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平  
成24年3月31日まで）の財務諸表並びに中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日ま  
で）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

[次へ](#)

2 中間財務諸表  
 (1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 平成24年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,451,266
前払費用		17,966
未収委託者報酬		233,170
未収運用受託報酬		26,046
未収収益		93
繰延税金資産		24,591
その他の流動資産		7,805
流動資産計		1,760,939
固定資産		
有形固定資産 * 1		106,592
建物	86,182	
器具備品	20,410	
無形固定資産		29,994
ソフトウェア	28,234	
電話加入権	959	
その他	799	
投資その他の資産		2,558
長期前払費用	2,558	
固定資産計		139,145
資産合計		1,900,084



当中間会計期間末 平成24年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		194,103
未払手数料	153,293	
その他未払金	40,809	
未払法人税等		6,403
未払消費税 * 2		9,569
未払事業所税		839
前受収益		140,202
賞与引当金		46,433
その他の流動負債		2,636
流動負債計		400,188
固定負債		
退職給付引当金		67,736
役員退職慰労引当金		1,062
固定負債計		68,798
負債合計		468,986
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		1,231,097
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	1,229,097	
別途積立金	1,030,000	
繰越利益剰余金	199,097	
株主資本計		1,431,097
純資産合計		1,431,097
負債・純資産合計		1,900,084

## ( 2 ) 中間損益計算書

当中間会計期間		
自 平成24年4月 1日		
至 平成24年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		942,313
運用受託報酬		166,575
営業収益計		1,108,888
営業費用		
支払手数料		484,500
広告宣伝費		3,709
調査費		161,859
調査費	115,258	
委託調査費	46,601	
営業雑経費		26,918
電信電話料	1,196	
郵便料	90	
印刷費	23,822	
協会費	1,808	
営業費用計		676,987
一般管理費		
給料		207,681
役員報酬	13,571	
給料・手当	156,152	
法定福利費	28,163	
福利厚生費	2,038	
その他給料	7,756	
賞与引当金繰入		40,898
交際費		1,133
旅費交通費		4,021
租税公課		2,911
不動産賃借料		36,820
退職給付費用		23,693
役員退職慰労引当金繰入		500
固定資産減価償却費 * 1		12,635
諸経費		41,064
一般管理費計		371,361
営業利益		60,539
営業外収益		
受取利息	184	
その他営業外収益	29	
営業外収益計		213
営業外費用		
雑損失	12	
営業外費用計		12

経常利益		60,740
------	--	--------

当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
特別利益		
特別利益計		
特別損失		
特別損失計		
税引前中間純利益		60,740
法人税、住民税及び事業税		4,856
法人税等調整額		9,843
中間純利益		46,040

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

( 単位：千円 )

	当中間会計期間	
	自	平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
株主資本		
資本金		
当期首残高		200,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		200,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		2,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		2,000
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		370,000
当中間期変動額		
別途積立金の積立		660,000
当中間期変動額合計		660,000
当中間期末残高		1,030,000
繰越利益剰余金		
当期首残高		813,057
当中間期変動額		
中間純利益		46,040
別途積立金の積立		660,000
当中間期変動額合計		613,959
当中間期末残高		199,097
利益剰余金合計		
当期首残高		1,185,057
当中間期変動額		
中間純利益		46,040
別途積立金の積立		
当中間期変動額合計		46,040
当中間期末残高		1,231,097
株主資本合計		
当期首残高		1,385,057
当中間期変動額		
中間純利益		46,040
別途積立金の積立		
当中間期変動額合計		46,040
当中間期末残高		1,431,097

純資産合計	
当期首残高	1,385,057
当中間期変動額	
中間純利益	46,040
別途積立金の積立	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	
当中間期変動額合計	46,040
当中間期末残高	1,431,097

## 重要な会計方針

項目	当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年～50年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 表示方法の変更

当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日
<p>前事業年度までは流動資産の「未収収益」に含めて表示していた「未収運用受託報酬」は、表示をより明瞭にするため、当中間会計期間より区分掲記しております。</p> <p>(参考情報) 前事業年度の「未収収益」に含まれる「未収運用受託報酬」の金額は、32,756千円となっており、前々事業年度の「未収収益」に含まれる「未収運用受託報酬」の金額は、33,723千円となっております。</p>

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

項目	当中間会計期間末 平成24年9月30日	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	29,769千円
	器具備品	36,385千円
* 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税」として表示しております。	

## （中間損益計算書関係）

項目	当中間会計期間 自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	7,670千円
	無形固定資産	4,965千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4			4

## （金融商品関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,451,266	1,451,266	
(2)未収委託者報酬	233,170	233,170	
(3)未収運用受託報酬	26,046	26,046	
(4)未収収益	93	93	
資産計	1,710,576	1,710,576	
(5)未払手数料	153,293	153,293	
(6)その他未払金	40,809	40,809	
負債計	194,103	194,103	

（注）金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収収益、(5)未払手数料、(6)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## （セグメント情報等）

当中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

## 1.セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2.関連情報

## （1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## （2）地域ごとの情報

## 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## （3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	122,880

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。



## （1株当たり情報）

当中間会計期間	
自 平成24年4月 1日	
至 平成24年9月30日	
1株当たり純資産額	357,774円45銭
1株当たり中間純利益	11,510円14銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注)算定上の基礎	
1株当たり中間純利益	
中間純利益	46,040千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る中間純利益	46,040千円
期中平均株式数	4,000株

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成25年2月19日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社  
取締役会御中

## あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんトピックスオープンの平成24年7月19日から平成25年1月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんトピックスオープンの平成25年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年7月19日から平成25年1月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月18日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水守 理智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月19日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 水守 理智 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕男 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前](#)